

居宅介護支援事業所南二日町
重要事項説明書

1 <事業所の概要>

種 別	指定居宅介護支援事業所
名 称	居宅介護支援事業所南二日町
所在地	〒411-0832 三島市南二日町5番41号 (介護老人福祉施設 南二日町1階)
電話番号	055-983-1200 (代表) 055-983-1203 (直通)
FAX 番号	055-983-1218
管理者	湯川 孝子
事業所番号	2270601210
営業日	月曜日～土曜日 (12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30 *緊急時は24時間連絡可能
職員の体制	管理者(主任介護支援専門員)1名(兼務) 主任介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員 2名以上 事務職員 常勤1名(兼務)

2 <居宅介護支援の内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者とその家族の希望等を踏まえたうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合は、特定相談支援事業者の相談支援専門員と連携し、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の申請に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

3 <居宅介護支援に関する留意事項>

- ① 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を求めることが可能です。
- ② 利用者が病院又は診療所に入院した際は、入院時における医療機関との連携を促進するため、入院先医療機関に担当介護支援専門員の事業所名、氏名、連絡先の提供を依頼します。
- ③ 事業所は、感染症が発生、またはまん延を防止するため、必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は、虐待の発生、またはその再発を防止するため、必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業所は、介護支援専門員及びその他の従業者の人権保護及び適切なサービス提供を確保する観点から、ハラスメントや社会通念に照らし著しく不相当と思われる要求および業務上必要性がないと思われる要求等を禁止しています。
- ⑥ 事業所は、公正中立性の確保について、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合及びサービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合上位3位までを下記の通り報告、説明します。

【期間】令和3年9月～令和4年2月

※下記内容は介護サービス情報公表制度においても公表します。

訪問介護 23.31%	ひとみ 19.51%	ささえ愛 14.63%	南二日町 14.63%	
通所介護 48.03%	南二日町 28.48%	ダイバ 18.18%	ドゥハーベス ト 13.94%	
地域密着型通所 介護 6.74%	樹楽団らんの 家 25.00%	本町リハビリ 25.00%	あんび三島 25.00%	
福祉用具貸与 57.58%	パナソニック 36.59%	フロンティア 18.05%	ヤマシタ 13.66%	

4 <利用料金>

① 居宅介護支援に関する利用料金

事業所が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から利用料金に相当する

給付を受領することができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（厚生省告示第20号）に規定されるサービスを受けた場合は、所定の単位数が加算されます。

事業所が提供する居宅介護支援に対する利用料金規定については「重要事項説明書別紙」のとおりです。

⑤ 交通費

通常の事業の実施地域以外の地区に居住する利用者で、当事業所の居宅介護支援を利用される場合は、居宅介護支援の提供に際し交通費として1km×¥50のご負担をいただきます。

[通常の事業の実施区域]

三島市、函南町、長泉町、清水町、沼津市（大平・大岡）の各地域とします。

5＜苦情の受付について＞

当事業所及び居宅サービス事業者等に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

電話番号	055-983-1203
FAX番号	055-983-1218
担当	主任介護支援専門員 湯川 孝子
対応時間	8:30～17:30

行政機関その他苦情受付機関

三島市役所 介護保険課	TEL 055-983-2607
函南町役場 福祉課	TEL 055-979-8126
長泉町役場 長寿介護課	TEL 055-989-5511
清水町役場 福祉介護課	TEL 055-981-8213
沼津市役所 長寿福祉課	TEL 055-934-4865
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情受付窓口	TEL 054-253-5590

6＜第三者評価の有無＞

無

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県三島市南二日町5番41号

名 称 社会福祉法人華翔会 居宅介護支援事業所南二日町

說 明 者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏 名 印

(代理人)

住所

氏 名 印